

議案第75号

米原市教育振興基本計画審議会条例の制定について

米原市教育振興基本計画審議会条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年9月3日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく本市教育振興基本計画の見直しに当たり、制定の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市教育振興基本計画審議会条例

### (設置)

第1条 米原市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、米原市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) 教育振興基本計画に関する事項についての調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) スポーツ、文化団体等の構成員で代表者が推薦する者
- (3) 市内小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の校長および保護者の代表
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、その結果を市長に答申するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特に必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(関係人の出席)

第8条 会長または部会長は、それぞれ会議または部会において必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

2 第3条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。